

令和2年度横浜型プロボノ事業業務委託 業務説明資料

本説明資料に記載した内容には、現在検討中のものも含まれるため、本プロポーザルのみの設定条件とし、将来の業務実施の条件となるものではありません。

1 件名

令和2年度横浜型プロボノ事業業務委託

2 履行期間

令和2年4月1日（予定）から令和3年3月31日まで

3 履行場所

横浜市健康福祉局地域包括ケア推進課等

4 業務目的

本業務は、市内におけるプロボノ（※）の取組を構築することにより、専門的なスキル・経験を有する市民（プロボノワーカー）と市内で活動する地域活動団体・NPO（以下、「団体」という）をマッチングし、相互に対して下記の(1)(2)の目的を達成するために実施する。また、中長期的な視点として、取組を進めることにより、「第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（よこはま地域包括ケア計画）」において目標と掲げる「介護予防・健康づくり」、「社会参加」、「生活支援」の一体的な推進につなげることを目的とする。

※ プロボノ

社会的・公共的な目的のために、仕事で培った経験やスキルを活かすボランティア活動。また、プロボノを行う人のことを「プロボノワーカー」と呼ぶ。

(1) プロボノワーカー（市民）に対する目的

仕事などで身に着けた専門的なスキル・経験を有する市民（特にアクティブシニア層）が、課題を抱える団体に対して、当該団体の課題解決を支援するための成果物を提供することで、自らのスキルが地域貢献につながることの気づき・充実感を得る。また、地域社会と関わりが少なかった市民が地域活動へ参加するきっかけとする。

(2) 地域活動団体・NPOに対する目的

組織運営上の課題を抱えている市内の団体に対し、専門的なスキルを有するプロボノワーカーが後方支援をすることで、団体内では解決の方法が見つからなかった課題への対応を可能とし、地域活動の活性化・魅力の向上につなげる。

※ 支援する団体は市内に活動拠点を有し、横浜市が推進する地域包括ケアシステムの構築に関する取組に寄与する活動を行っている団体を対象とする。

5 業務の概要

次の(1)～(3)の業務を全て行うこと。

(1) プロボノに関する仕組みの構築

市内におけるプロボノの仕組みを企画・立案し、運営する。仕組みとしては「プロボノプログラ

ム」「短期プロボノプログラム」「ウェブシステムによるマッチング」の3種類のプログラムを企画・立案・運営すること（下記【各プログラム比較表】参照）。

【プロボノプログラム・短期プロボノプログラムの流れ】

- ①プロボノワーカー・団体向け説明会の実施
 - ②プロボノワーカーの募集
 - ③団体の募集
 - ④団体の選定（プロボノプログラム・短期プロボノプログラム合わせて18団体）
 - ⑤プロボノワーカーのプロジェクトチーム編成
 - ⑥団体とプロボノワーカーのマッチング（プロジェクトの開始）
 - ⑦プロジェクト進行におけるモニタリング
 - ⑧成果報告会の実施
- ※ プロボノワーカーのプロジェクト活動に関わる旅費交通費・打合せに必要な費用（会場費等）・コピー代などの資料作成費等については、相当額を実費精算すること。
- ※ 説明会等の開催については、子育て中の参加者を想定して託児等の対応をすること。

【ウェブシステムによるマッチングの流れ】

- ①プロボノワーカーと団体のマッチング用のウェブシステムの構築
- ②ウェブシステムを活用したプロボノワーカーと団体のマッチング

【各プログラム比較表】

	プロボノプログラム	短期プロボノプログラム	ウェブシステムによるマッチング
チーム編成	5～7名程度	数名	個人又は数名のチーム
プロジェクト期間	3か月程度	1～2か月程度	2か月程度
プロボノワーカー向け説明会の有無	有り		無し
団体向け説明会の有無	有り		無し
団体募集	1回	2回まで可	随時
支援する団体数	18団体		制限なし
プロジェクト進行におけるモニタリング	有り		無し
成果報告会の有無	有り		無し

(2) プロボノ事業に関するホームページの作成

プロボノ事業に関する横浜市のホームページの作成を行う。団体・プロボノワーカー双方にとって興味・関心を持ち、利用を促すものとなるよう考慮すること。

(3) 行政職員・関係支援機関職員等を対象としたプロボノの進め方・運営上の配慮事項等に関する研修の開催

今後市内においてプロボノ事業を展開するため、行政職員・関係支援機関職員等を対象にプロ

ボノの進め方・運営上の配慮事項等に関する研修を実施する。

6 想定スケジュール

本委託業務は、令和2年度中において実施する。プロボノプログラム及び短期プロボノプログラムをあわせて18団体に提供することとする（短期プロボノプログラムについては2期に分けて実施可能。）

また、マッチング用のウェブシステムの構築及びプロボノ事業に関するホームページの作成は令和2年12月までを目途とする。マッチング用のウェブシステムの構築後はシステムの運用及びマッチングの実施を行う。また、プロボノ事業に関するホームページの作成後は必要に応じて更新作業等を行う。

※ スケジュールの概略は下表のとおり。

【スケジュール概略（予定）】

	令和2年								令和3年			
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
プロボノプログラム	① 企画	①説明会の実施～②③プロボノワーカー・団体の募集～④団体の選定			⑤チーム編成～⑥マッチング		プロジェクトの実施～成果物の提供 ⑦モニタリング			⑧成果報告会の実施		
短期プロボノプログラム	② 企画	①説明会の実施～②③プロボノワーカー・団体の募集～④団体の選定			⑤チーム編成～⑥マッチング		プロジェクトの実施～成果物の提供 ⑦モニタリング					
合計18団体	③ 企画	①説明会の実施～②③プロボノワーカー・団体の募集～④団体の選定			⑤チーム編成～⑥マッチング		プロジェクトの実施～成果物の提供 ⑦モニタリング					
ウェブシステムによるマッチング	①ウェブシステム構築				②運用(随時マッチングの実施)							
プロボノ事業ホームページの作成	作成				更新作業等(随時)							
行政職員・関係支援機関職員向けの研修開催	研修開催(随時)											

7 支払期限等

委託した業務内容が履行され、検査に合格後、適正な請求書を受理した日から起算して30日以内に支払う。

8 その他

- (1) 打ち合わせ・協議等は本業務の進捗に合わせて随時行う。
- (2) 本業務の遂行にあたり疑義が生じた場合は、委託者と受託者双方で協議の上、決定するものと

する。

- (3) 本業務で得られた成果物及び作業工程における書類等に対する一切の権利は、原則として横浜市に帰属する。また、これら成果物等の第三者への提供や内容の転載については、横浜市の承諾を必要とする。
- (4) 本業務による事務処理のための個人情報の取り扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守するものとする。
- (5) 受託者は、本業務において知った情報を他に漏らしてはならない。
- (6) 本契約は、令和2年度横浜市各会計予算が横浜市議会において可決された上、同年4月1日以降に契約書を交換することによって確定するものとする。
- (7) 本契約は、令和2年4月1日の改正民法の施行に伴い、新たに施行する本市契約約款を適用することとする。